

環境経済局

環境共生部

環境政策	271
環境保全	273
水みどり環境	276
公園	280

環 境 政 策

1 環境審議会

環境審議会は、環境基本法の規定に基づき、本市における環境の保全に関する基本的事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する附属機関である。

平成25年度は、環境基本計画に基づく取組状況の報告を行うとともに、下部組織の環境影響評価制度検討部会において検討を行い、平成26年1月に「相模原市における環境影響評価制度」について答申を受けた（詳細はP273の11）。（審議会3回開催、部会7回開催）（平成25年度末現在委員数23名）

2 環境基本計画の推進

平成22年3月に策定した環境基本計画（計画期間：平成22年度から同31年度まで）が目指す「やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市」を実現するために、「脱温暖化をめざしたまちづくり」、「資源が循環するまちづくり」、「豊かな自然を守り育てるまちづくり」等の諸施策を実施するとともに、進行管理の一環として平成24年度の各施策の進捗状況をまとめた年次報告書を作成した。

3 地球温暖化対策実行計画の推進

市域全体の温室効果ガス排出量の削減等を目的として策定した「相模原市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、住宅や中小規模事業者への太陽エネルギーを中心とした再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策を促進するとともに、民間事業者との協働により市一般廃棄物最終処分場へのメガソーラー設置導入を進め、平成26年3月に運転を開始した。

また、市の事務・事業における対策を推進するために策定した「相模原市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、太陽光発電設備の設置（小中学校等5ヶ所）や節電・省エネルギー活動などにより温室効果ガス排出量の削減に取り組んだ。

「相模原市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」の進行管理の一環として平成24年度の各施策の進捗状況をまとめた年次報告書を作成した。

4 地球温暖化対策推進会議

平成25年4月に施行した「相模原市地球温暖化対策推進条例」に基づき、地球温暖化対策に関する重要な事項について市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する附属機関である「相模原市地球温暖化対策推進会議」を平成25年8月に設置した。

平成25年度は、「相模原市地球温暖化対策実行計画」に基づく取組状況の報告等を行った。（2回開催）（平成25年度末現在委員数13名）

5 さがみはら地球温暖化対策協議会の活動支援

市民、事業者、行政等が連携・協力しながら、日常生活における温室効果ガスの削減に向けた具体的な取組みを進めるため、平成25年3月2日に設立された「さがみはら地球温暖化対策協議会」の活動支援を行い、ホームページの開設、市民向け研修や自治会まつり等での普及啓発活動など様々な事業が展開された。（平成26年3月31日現在の会員数、合計84会員）

6 地球温暖化対策推進基金

市民、事業者の温暖化に対する自主的取組等を安定的に支援するため、平成22年3月に設置した地球温暖化

対策推進基金を活用し、各種事業の推進を図っている。

平成 25 年度末現在基金額 1 億 1,683 万 5,440 円(平成 25 年度積立額 7,058 万 4,248 円、支出額 5,436 万 119 円)

7 地球温暖化対策の推進

(1) 再生可能エネルギー等利用設備設置促進事業(平成26年度より、住宅用スマートエネルギー設備導入奨励事業として制度改正)

平成25年度実績

- ア 住宅用太陽光発電システム(戸建住宅)1,137件(補助額上限52,000円 ※平成26年度は1,000件一律30,000円) エネファーム36件・蓄電池14件(住宅用太陽光発電システムとセットで導入する場合のみ補助、補助額は一設備につき100,000円 ※平成26年度は単体での導入も補助、補助件数 合わせて200件 補助額は各50,000円)
- イ 住宅用太陽光発電システム(共同住宅)16件(補助額上限14万9千円 ※平成25年度をもって廃止)
- ウ 住宅用太陽熱利用システム25件(補助額 自然循環型2万円、強制循環型4万円 ※平成26年度は30件 自然循環型、強制循環型の区別なく一律30,000円)
- エ 小規模雨水利用設備41件(補助額上限1万円 ※平成25年度をもって廃止)

(2) 次世代クリーンエネルギー自動車等普及促進事業

- ア 次世代クリーンエネルギー自動車購入奨励事業
平成 25 年度実績 30 件 奨励金 1 台あたり上限 15 万円 (※平成 26 年度は一律 50,000 円)
- イ 低公害自動車の市営自動車駐車場料金の割引 (※平成 26 年 6 月末で終了)
対象 ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、電気自動車
平成 25 年度新規登録台数 58 台(平成 25 年度末現在、計 428 台)
割引額 1 回の利用料金が 150 円の利用の場合は 150 円、300 円以上の場合は 300 円
平成 25 年度利用実績 2,189 件

(3) 中小規模事業者省エネルギー対策等支援事業

- ア 省エネアドバイザー派遣事業(無料)(平成 25 年度派遣実績、29 社 合計 55 回)
- イ 地球温暖化対策計画書制度(平成 25 年度実績 19 社)
※事業者自らがCO₂削減目標や対策などに関する計画書を作成し、市へ提出する制度
- ウ 中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金(平成 25 年度実績 17 社)
※計画書に基づき省エネルギー設備や再生可能エネルギー利用設備を導入する場合に、導入費用の一部を補助(補助対象費用の1/3、上限100万円)

8 環境保全及び地球温暖化対策の普及・啓発

市民や事業者の環境保全意識の持続と高揚及び地球温暖化対策の推進を図るため、平成 25 年度は、主に次の事業等を行った。

- ・「さがみはら環境まつり」の実施(平成 25 年 6 月 30 日)
- ・「クールシェアさがみはら 2013」の実施(平成 25 年 7 月 1 日から 9 月 30 日まで)
- ・さがみはら地球温暖化防止フォーラムの開催(平成 25 年 12 月 14 日)
- ・町田市・相模原市ライトダウンキャンペーン<まちだ・さがみはら ^{ほん}・^{もう}・^{こう} 絆・創・光>の実施(平成 26 年 2 月 11 日から 3 月 11 日まで)
- ・小学生向けの環境啓発パンフレット「地球を守る 未来を守る エコくんの eco 作戦」及び「ECO 生命体の達人」の市内小学校 4 年生全員への配布

・相模原の環境をよくする会(昭和60年4月発足、市内の事業所等で組織)が実施する、自然観察会、野鳥観察会等の啓発事業や河川生物相調査等への支援

9 環境マネジメントシステムの推進

市自らの事務事業に伴う環境負荷の低減と環境施策の推進強化のため、平成12年度から実施したISO14001規格の環境マネジメントシステムの実績を基に、平成22年度からISO14001規格に準拠した独自の環境マネジメントシステムに移行した。この環境マネジメントシステムのもと、市の事務事業の進行管理については各局・区ごとに環境方針を定め自主的な取組目標を定めるとともに、全庁的な環境監査を実施している。

10 環境情報センター

市民等を対象とした環境保全に関する学習の推進や、市民等が自主的に行う環境保全活動の促進を図るため、平成18年4月に設置した。平成21年度から指定管理者制度を導入し、現在、平成24年度から同28年度までの期間に係る指定管理者として、引き続き、(特・非)さがみはら環境活動ネットワーク会議を指定している。

平成25年度は、各種講座の開催(69回)、環境活動団体による展示(171件)、インターネット等を利用した情報提供(メールマガジン15回発信、読者数延べ7,699人)、環境学習に関する相談へのアドバイス等の業務を行った。

また、身近な自然環境に対する関心を高め、環境保全意識の高揚を図るとともに大切な自然を監視・保全していくための基礎資料を継続的に集積する市民ボランティア制度「相模原市自然環境観察員」(平成25年度登録者数128名)により、植物、湧水、河川生物相及び野鳥の調査等を行っている。

11 環境影響評価制度

平成24年10月に環境審議会の下部組織として「環境影響評価制度検討部会」を設置し、本市の地域特性を考慮した環境影響評価制度について10回にわたり審議を進め、平成26年1月に環境審議会から答申を受けた。

答申を踏まえて、(仮称)相模原市環境影響評価条例(案)の骨子を取りまとめ、平成26年3月にパブリックコメントを実施。(平成26年6月条例制定、平成27年7月から施行)

環 境 保 全

1 公害未然防止指導

市民の快適な生活環境を守るため、関係法令等に基づき、事業所等の設置又は変更の届出時における事前の審査や指導を行うとともに、立入検査を行い、公害の未然防止に努めている。

また、事業所等の公害防止対策の状況を確認するため、排水や排ガスの監視・分析を行っている。

2 公害防止協定等

公害防止協定は、法令による規制を補完するものとして、昭和46年8月28日に1社と締結した。その後、昭和47年に相模原市環境保全に関する条例を制定し、公害防止協定の締結を市長が行うべき責務とした。

また、平成10年度には、協定書、確認書を見直し、企業自らが積極的な環境管理体制の確立に努めるとともに環境への負荷の低減を図ることを目的とした「環境保全に関する協定書」を締結した。

平成25年度末現在協定締結企業 10社

3 大気汚染

大気常時監視測定局(一般環境測定局5局、自動車排出ガス測定局2局)で大気の状態を常時監視している。

一般環境測定局においては、環境基準が設定されている二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素について、すべて環境基準を達成したが、微小粒子状物質及び光化学オキシダントについては、すべての測定局で環境基準を達成しなかった。また、光化学スモッグ注意報は7回発令された。

自動車排出ガス測定局においては、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素について、すべて環境基準を達成した。

大気環境モニタリングについては、市役所第1別館屋上において優先取組物質として挙げられている23物質のうち、ダイオキシン類を除く22物質の調査を実施し、そのうち環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの4物質について、すべて環境基準を達成した。また、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)が設定されている8物質について、すべて指針値を満たした。

湿性大気汚染調査については、年間を通じて酸性雨が観測された。

測定局及び各局の測定項目一覧

区分	測定局名	測定項目	区分	測定局名	測定項目
一般環境測定局	市役所	二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、その他	自動車排出ガス測定局	上溝	一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、その他
	相模台	二酸化いおう、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、その他		淵野辺十字路	
	津久井	二酸化いおう、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、その他			
	橋本	二酸化いおう、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、その他			
	田名	二酸化いおう、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、その他			

※淵野辺十字路測定局は平成26年3月をもって廃止し、新たに古淵測定局において平成26年4月1日より測定を開始する。

4 水質汚濁

水質汚濁防止法に基づき、公共用水域及び地下水の水質測定を行っている。

公共用水域については、県計画に基づく測定を境川の1地点、相模川の1地点、道志川の2地点、相模湖の5地点、津久井湖の4地点、市計画に基づく測定を相模川支流の八瀬川、鳩川、姥川、道保川及び境川の5河川11地点、計24地点で実施した。

測定の結果、境川、相模川、相模川支流5河川、相模湖及び津久井湖で環境基準の設定されている健康項目について、全地点で環境基準を達成した。

生活環境項目の設定のある河川については、相模川はpH、BOD、SS、D0、全亜鉛について、境川はpH、BOD、SS、D0について環境基準を達成した。湖沼については、相模湖はpH、D0、全窒素、全亜鉛について、津久井湖はpH、D0、全窒素、全亜鉛について環境基準(暫定目標)を達成した。

地下水については、県計画に基づき実施した環境基準項目28項目及び一般項目5項目を測定した39地点すべてで、全項目の環境基準を達成した。市計画に基づき、VOC4項目及び一般項目5項目を測定した99地点については、97地点で環境基準を達成した。

5 騒音

平成25年度の自動車騒音常時監視については、一般国道412号、一般国道413号、相模原茅ヶ崎線、八王子城山線、厚木城山線、相武台下停車場線、市道南橋本弥栄荘線及び市道橋本駅西口線について、延長40.1kmにわたり評価を行った。環境基準評価の対象とされる5,800戸のうち、5,570戸(96.0%)で昼間(午前6時～午後10時)及び夜間(午後10時～午前6時)とも環境基準を達成した。なお、評価の対象となる住居等は、道路端から50mの範囲にあるものとしている。

南部地域における航空機騒音については、涉外課及び神奈川県が7地点で調査し、環境基準が適用される地域内にある5地点のうち、1地点で環境基準を達成した。

6 ダイオキシン類

平成10年度から環境中のダイオキシン類の調査を行っている。

平成25年度は、大気(焼却施設が立地する地域を含む市内7地点)、河川(湖沼)水質及び河川(湖沼)底質(4河川1湖沼7地点)、地下水質(8地点)及び土壌(8地点)で調査を実施し、すべて環境基準を達成した。

7 アスベスト

一般環境中のアスベスト調査については、大気常時監視測定局の一般環境測定局5局で実施し、大気1リットルにつき0.056本未満から0.34本であった。

また、吹付けアスベスト等の除去工事について、適正な工事が施工されたか確認するため、4現場において大気調査を実施し、大気1リットルにつき0.056本未満から0.17本であった。

なお、環境基準及びアスベスト除去工事に係る規制基準はないが、工場又は事業場に設置されるアスベストを含有する製品の製造の用に供する施設に係る敷地境界基準は、大気1リットルにつき10本とされている。

8 公害関係法令等に基づく申請・届出

公害関係法令等に基づく申請・届出状況

(H25年度)

法令等	件数	法令等	件数
神奈川県生活環境の保全等に関する条例	386	振動規制法	118
大気汚染防止法	80	ダイオキシン類対策特別措置法	1
水質汚濁防止法	119	市条例(開発事前協議書、建築物利用計画書)	67
土壌汚染対策法	63	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	34
騒音規制法	180	合計	1,048

9 公害及び雑草に係る苦情・処理

(1) 公害に係る苦情処理状況

(H25年度)

種類 項目	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音		振動	悪臭	合計
					カラオケ*			
受付件数	59	11	0	139	13	26	73	308
処理件数	57	11	0	138	12	26	72	304

*カラオケは騒音の内数

(2) 雑草に係る苦情処理状況

(H25年度)

雑草に係る苦情件数	処理件数	処理率(%)
85	70	82.4

10 土砂等の埋立て等の規制

土砂埋立事業の適正化を一層推進するため、既存の「相模原市盛土等の規制に関する条例」を全部改正し、平成23年4月1日からは新たに「相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例（以下、「土砂条例」という。）」に基づき、規制・指導を行った。

平成25年度に申請があった4件はすべて許可し、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため必要な規制を行い、豊かな水資源を有する良好な自然環境及び市民の生活環境を保全するために、現場パトロール等により適正な指導を行った。

土砂条例に基づく申請・許可状況

(H25年度)

事業区域の位置	事業区域の面積(m ²)	搬入土量(m ³)
緑区大島	2,019	2,385
中央区田名	1,233	1,986
中央区淵野辺	2,681	4,117
緑区青野原	2,955	4,322

11 ペット霊園

良好な住環境の保持及び公衆衛生の向上による市民の生活環境を保全するために、ペット霊園の設置等に対し、必要な規制を行っている。平成25年度に新たな申請はない。(25年度末現在 許可1件 既設4件)

【環境保全課…1～11】

【津久井地域環境課…1、8～11】

水 み ど り 環 境

1 水とみどりの基本計画の推進

平成22年3月に策定した水とみどりの基本計画（計画期間：平成22年度から同31年度まで）の基本理念である「水源を育み 恵み豊かな自然を次世代へ」のもと、人と自然が共生するまち相模原を実現するため、「生物多様性の確保」、「環境負荷の低減に貢献できる水とみどりの配置」、「良好な景観や歴史・文化を感じる趣のある空間の形成」等の諸施策を実施するとともに、進行管理の一環として平成24年度の各施策等の進捗状況をまとめた年次報告書を作成した。

また、計画期間の中間年次（平成26年度）における計画の見直し作業、及び作業のデータベースとして活用するため、市域にわたる緑の実態を調査した。

2 生物多様性地域戦略の策定

生物多様性基本法に基づき、市域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性戦略）の策定準備を行った。

3 法に基づく緑地指定

(1) 近郊緑地保全区域

首都圏近郊緑地保全法に基づき、昭和42年2月及び昭和46年4月に大野台周辺の平地林や丘陵地、相模

川沿いの斜面林等約644haを指定している。

なお、当該区域における木竹の伐採等の行為については、届出を必要としている。

平成25年度届出受理件数 14件

(2) 近郊緑地特別保全地区

首都圏近郊緑地保全法に基づき、近郊緑地保全区域内で特に良好な自然的環境を形成している地区を指定している。

・相模原近郊緑地特別保全地区 約73ha 昭和48年9月指定

・相模横山・相模川近郊緑地特別保全地区 約104ha 平成7年(103ha)、平成12年(1ha)指定

なお、当該区域における木竹の伐採等の行為については、許可・協議・通知を必要としている。

平成25年度末現在、木竹の伐採等の行為にかかる市長への許可申請件数 6件

(3) 特別緑地保全地区

都市緑地法に基づき、良好な都市環境の確保に必要な緑地として指定している。

・下九沢内出緑地保全地区 約4ha 平成14年1月指定

・若葉台南側斜面緑地保全地区 約6ha 平成10年10月指定

なお、当該区域における木竹の伐採等の行為については、許可・協議・通知を必要としている。

平成25年度末現在、木竹の伐採等の行為にかかる市長への許可申請件数 0件

(4) 市民緑地制度

長年にわたり地域住民に親しまれている樹林について、都市緑地法に基づき、市が所有者と契約し、一定の期間その樹林等を管理し、市民が散策等に親しめるよう開放している。

平成25年度末現在、市民緑地面積 9か所、約2.7ha

4 条例・要綱等に基づく緑地指定

(1) 保存樹林・樹木制度

市街地の貴重な樹林や名木、古木を対象に、所有者との協定により指定し、保全するものである。

なお、保存樹林・樹木には、倒木等により周辺家屋や通行人・通行車両等へ被害を与えた場合に備え、所有者との協定に基づき、市が一括して、賠償保険に加入している。

また、市街地に残された樹林の保全を目的に、保存樹林所有者に対して奨励金を交付している。

平成25年度末現在、保存樹林面積 32か所、約6.1ha

平成25年度末現在、保存樹木本数 178本

(2) ふれあいの森づくり事業

保存樹林の効果的な保全と活用を図るため、市が借り上げ、地域の親しめるみどりとして開放している。

平成25年度末現在ふれあいの森面積 4か所、約2.6ha

5 基金を活用した水みどり事業

(1) 緑地保全基金

市街地に残された貴重な樹林、緑地等を取得し、将来にわたって保全するため、昭和59年に緑地保全基金を設置した。

平成25年度末現在基金額 20億181万円

(2) みどりのまちづくり基金

民有地を含めた幅広い緑化活動を進めるため、昭和59年にみどりのまちづくり基金を設置し、基金の利子収入は(公財)相模原市まち・みどり公社に助成している。

平成25年度末現在基金額 7億5,253万円

(3) 中道志川トラスト基金

道志川の水質保全と河川美化を図る活動を進めるため、平成 18 年に中道志川トラスト基金を設置し、活動を実施している「中道志川トラスト協会」に助成している。

平成 25 年度末現在基金額 1,957 万円

6 木もれびの森づくり事業

大沼、大野台地区を中心とした相模原近郊緑地特別保全地区を市民共有のみどりの財産として、また、都市の中のオープンスペース、自然と親しむレクリエーションの場として将来に引き継ぐため、相模原中央緑地(都市緑地約 6.5ha)を核として、市民・土地所有者・行政が一体となり、保全・活用を図っている。

平成 25 年度に、神奈川県所有地(約 20 ヘクタール)の無償譲渡をうけ、一体的な管理が可能となった。また、「木もれびの森保全・活用計画」の推進にあたって、各地区に応じた課題を解決し、より効率的に計画を推進するため、「麻溝台地区」でプレワークショップを開催した。

7 森づくりパートナーシップ事業

市民が主体となって行う樹林地の管理活動や保全活動について、市民と市の相互の役割や市が行う支援等のルールを協議し協定として定め、良好な樹林地を将来にわたって保全・継承することを目的に、「森づくりパートナーシップ事業」を平成 18 年度に創設した。

平成 25 年度末現在協定締結団体数 5 団体(木もれびの森 3 団体、ふれあいの森 1 団体、市民緑地 1 団体)

8 鳥獣保護事業

野生鳥獣の捕獲等の申請に対する許可及び鳥獣に関する苦情、要望に対応した。

平成 25 年度末現在、捕獲許可件数 58 件(有害鳥獣 55 件、傷病鳥獣 3 件)、飼養登録件数は 4 件(更新のみ)

9 特定外来生物防除事業

神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき、業者委託により、本市に生息する個体を捕獲した。

平成 25 年度末現在、捕獲件数 123 頭

10 相模原市鳥屋猟区

野生鳥獣保護管理事業として、野生鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るため、相模原市鳥屋猟区 2,995 ha の管理運営を行った。(鳥屋鳥獣保護協会に委託)

平成 25 年度末現在、入猟者数 159 人

また、猟区の設定について新たに 10 年間の認可を神奈川県より受けた。

11 開発行為、指定建築物に伴う緑化指導

開発事業基準条例等に基づき、開発行為等に関する緑化指導を行った。

平成 25 年度末現在、指導件数 82 件

12 相模川ふれあい科学館

相模川の自然に親しみ、自然を守り育てる心を育み、市民文化の向上に寄与する目的で、昭和 62 年 11 月に設置した。施設の老朽化等への対応や相模川流域の広域的な情報発信施設としての機能向上を図るため、平成 24 年 9 月から再整備工事を実施し、平成 26 年 3 月 26 日にリニューアル・オープンした。

平成 25 年度から(株)江ノ島マリンコーポレーションが指定管理者として管理運営を実施しており、年間を通

じて、アユをはじめとする相模川を代表する魚類、天然記念物のミヤコタナゴ等の常設展示のほか、「アユ展」等の企画展示等を行っている。

1 3 (公財)相模原市まち・みどり公社への支援

(公財)相模原市まち・みどり公社が、みどり豊かなまちづくりの推進を図るため実施している緑化や自然環境に資する事業に対して助成している。

主な事業は、緑化意識の普及啓発に関する事業(市の花アジサイ普及事業、クレマチス普及事業等)、都市緑化の推進に関する事業(花のまちづくり・みどりいっぱい運動、生垣設置助成事業等)等である。

1 4 相模川を愛する会への支援

相模川を愛する会は、昭和 57 年に設立された市民団体で、相模川の愛護思想の普及啓発、環境美化活動、川とのふれあい等を目的に活動している。

主な活動は、相模川河川敷の一斉清掃を行う相模川クリーン作戦の実施や自然観察会の開催、相模川絵画コンテスト等である。

平成 25 年度末現在、会員数 52 団体、25 個人

1 5 中道志川トラスト協会への支援

中道志川トラスト協会は、平成 11 年に設立された市民団体で、道志川の水質保全及び河川美化を目的に活動している。

主な活動は、稚鮎の放流、河川美化活動、自然環境教室の実施等である。

平成 25 年度末現在、会員数 14 団体、72 個人

1 6 里地里山保全等促進事業

生物多様性の確保や良好な景観の形成等、多様な機能を有している農地と山林、集落が一体となった里地里山地域において、農林業者、地域住民等が当該地域を将来にわたり保全・継承することを目的として主体的に実施する活動を支援している。

平成 25 年度は、「相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例」に基づく里地里山保全等促進包括協定を締結した小松・城北地区(緑区川尻地内 県条例による選定地域)における活動支援を行った。

1 7 水辺環境保全等促進事業

身近にある水辺環境の保全等を図り、現在及び将来にわたって良好な自然環境の確保に寄与することを目的に平成 21 年に施行した「相模原市ホタル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例」に基づき、ホタルの生息環境の保全又は再生の活動を主体的に実施する市民団体等の活動を促進している。

平成 25 年度は、指定区域である青野原地区(緑区青野原地内)の清掃・草刈り等を行う活動団体へ支援を行ったほか、新たに三ケ木地区(緑区三ケ木地内)を水辺環境保全等活動区域に指定した。

【水みどり環境課…1～9、11～14、16、17】

【津久井地域環境課…8、10、11、15～17】

公

園

1 公園の現況

供用開始している都市公園は、計 599 か所・合計面積 295.10ha であり、その内訳は下の表のとおりである。また市民一人当たりの公園面積は約 4.13 m²である。

公園の種別状況

(平成 25 年度末現在)

種 類	種 別	箇所数	面積 (ha)
住 区 基幹公園	街区公園	542	45.70
	近隣公園(相模大野中央公園、小山公園等)	12	18.63
	地区公園(鹿沼公園、古淵鶴野森公園、 県立相模湖公園)	3	12.24
都 市 基幹公園	総合公園(相模原麻溝公園、相模原北公園、 津久井又野公園、相模湖林間公園、 県立相模原公園)	5	67.72
	運動公園(横山公園、淵野辺公園)	2	29.20
特殊公園	風致公園(道保川公園、相模川自然の村公園)	2	12.43
	歴史公園(勝坂歴史公園、史跡田名向原遺跡公園、 史跡勝坂遺跡公園)	3	9.52
	墓 園(峰山霊園)	1	15.00
種 類		箇所数	面積 (ha)
広 域 公 園(県立津久井湖城山公園)		1	47.47
広 場 公 園(古淵西公園)		1	0.25
都 市 緑 地(相模原中央緑地等)		22	24.47
緑 道(相模緑道緑地等)		5	12.47
計		599	295.10

2 相模原麻溝公園の整備

県立相模原公園と合わせ面積約 69.7ha の公園として都市計画決定され、「花とみどり」をテーマに昭和 60 年から順次開園し、現在はそのうちの 19.30ha を供用している。平成 4 年には「第 9 回全国都市緑化かながわフェア」の会場となった。また、本公園はクレマチスの名所として知られており、毎年 5 月にクレマチスフェアを開催している。

公園西側の拡張区域 15.5ha については、「市民の健康づくり・体力づくりの拠点、競技スポーツの拠点」となるスポーツ施設の整備を平成 16 年度から進めている。メインの競技場となる相模原ギオンスタジアムは、400 メートル・9 レーンの全天候型トラックと天然芝のインフィールド、15,300 人収容のスタンドや電光掲示板を備えた第 2 種公認陸上競技場であり、サッカー、ラグビーの公式試合も開催できる。また、スタジアムに隣接し、第 2 競技場として、400 メートル・6 レーンの全天候型トラックと、やり投げなどの投てき競技種目やサッカーやラグビーなどの球技に対応した人工芝のインフィールドを備えた、第 4 種公認陸上競技場を、平成 26 年 3 月にオープンし、相模原ギオンフィールドとして運営している。現在、クロスカントリー競技の対応も可能な外周ジョギングコースを整備中である。

3 相模原北公園

樹林地を保全しながら、公園全体に植物園のような雰囲気を持たせるとともに、スポーツ、レクリエーションの場として北総合体育館、スポーツ広場等の施設整備が進められ、平成 11 年度末に 10.5ha が全面開園となった。本公園はアジサイ等の名所として親しまれており、毎年 6 月には本公園と相模原麻溝公園を会場

としてアジサイフェアを開催している。

4 峰山霊園

計画面積約16ha、計画墓所数約9,800区画の公園墓地である。

墓所としての静寂さ・荘厳さを保つとともに峰山の自然を活かして、市民が休養・散策・鑑賞の場に利用できる公園墓地として整備を進めている。

平成25年度は、第9期公募として一般墓所480区画を整備し、平成25年度末で7,548区画を供用開始している。また、平成23年3月には、家族による承継を前提としない墓所のニーズに対応するため、一つの墓所に5,000体の遺骨を埋蔵できる合葬式墓所を整備し、平成25年度末で701体を供用開始している。

5 淵野辺公園

計画面積15.7haの運動公園で、サーティーフォー相模原球場、銀河アリーナ、テニスコート、ひばり球場等がある。

「国民年金健康保養センターさがみの」跡地0.7haを平成21年度に淵野辺公園の拡張用地として先行取得し、平成24年度に全て買戻しを行い、平成25年度にテニスコートの増設等を行い、平成26年3月から供用している。

6 身近な公園の整備

平成25年度は、街区公園として、山野中央公園(0.1ha)を整備した。

7 都市公園等の管理

規模の大きい都市公園等については、効率的かつ効果的な管理を行うため、設置目的や管理運営状況によりグループ化を行い、平成18年4月から指定管理者制度を導入している。身近な街区公園等については、公園の管理を市が直接行うほか、街美化アダプト制度により地域団体等が清掃等を実施している。

なお、相模原麻溝公園・相模原北公園及び峰山霊園・柴胡が原霊園については、平成25年3月の条例改正により、平成26年度以降の指定管理者の公募において「市の出資する法人」などの応募資格の制限を撤廃した。

(平成25年度)

名 称	管 理 主 体
横山公園、小山公園、鹿沼公園 (※)	指定管理者 (H21～H25 年度) (公財)相模原市都市整備公社
淵野辺公園(アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室を除く)、相模台公園、古淵鶴野森公園、サーティーフォー相模原球場及び大野台南テニスコート (※)	指定管理者 (H21～H25 年度) 都市整備公社・東海体育指導グループ
淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室 (※)	指定管理者 (H21年6月～H26年5月) 都市整備公社・パティネレジャー共同企業体
津久井又野公園、相模湖林間公園、小倉テニスコート、小倉プール、名倉グラウンド及びびふじのマレットゴルフ場 (※)	指定管理者 (H24～H28 年度) 都市整備公社・東海体育指導グループ
相模原麻溝公園(競技場、動物広場及びスポーツ広場を除く)、相模原北公園(スポーツ広場を除く)	指定管理者 (H24～H28 年度) (公財)相模原市みどりの協会
相模原麻溝公園競技場及びスポーツ広場 (※)	指定管理者 (H24～H28 年度) 相模原市体育協会グループ

名 称	管 理 主 体
相模原麻溝公園動物広場	指定管理者 (H24～H28 年度) (公財)ハーモニィセンター
峰山霊園、柴胡が原霊園	指定管理者 (H21～H25 年度) (公財)相模原市都市整備公社
街区公園等 460 箇所	公園課、津久井環境課、 街美化アダプト制度の活動グループ(自治会・子ども会・老人クラブ・マンション管理組合等の 307 団体)により、清掃、除草、花壇の手入れなど日常的な管理を行っている。

※ 都市公園内の体育施設又は都市公園と体育施設を含むグループ

【公園課…1～7】

【津久井地域環境課…1、7】

【スポーツ課…7】